

## 引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。市区町村窓口での正確な住所の届出が必要です。

### 入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は 住民票の異動の届出を！(転出届、転入届、転居届等)

引越し前の  
市区町村

《転出前に》  
転出届を提出して  
転出証明書を受け取る



引越し先の  
市区町村

《転入した日から14日以内に》  
転出証明書を添えて転入届を提出

**引越しをされる方は注意が必要です！**

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

異なる市区町村に転出した場合で、住民票を移していない、又は住民票を移して3ヵ月経過していない場合、新しい住所地で投票できません。

### 身分証明書となる「マイナンバーカード」(個人番号カード)の 住所等は最新のものにする必要があります。

転入・転居・転出届など、住所変更の手続きの際は記載事項の変更のため、マイナンバーカードと設定されている暗証番号をご準備ください。

また、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。



政策ページQRコード ⇒

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113  
藤里町選挙管理委員会 ☎ 79-2111

## 戸籍からのお知らせ(ご確認ください)

令和6年3月1日から、広域交付制度が開始となり、お近くの市区町村の戸籍担当窓口で、本籍地がどこでも戸籍証明書等が請求ができるようになります。

ご本人のほかに、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑属)も対象です。請求の際は、窓口で顔写真付きの身分証明書の提示が必要となります。

なお、郵送や代理人による請求、きょうだいの戸籍証明書等の請求はできません。制度の詳細は、法務省ホームページ「法務省 戸籍法改正」でご確認いただけます。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 戸籍担当 ☎ 79-2113

